

新潟市立高等学校入学者選抜に関して口頭により
開示請求することができる個人情報について

新潟市個人情報保護条例第16条（平成13年新潟市条例第4号）第3項の規定により，市立高等学校入学者選抜に関して，口頭により開示請求をすることができる個人情報を次のとおり定め，平成27年2月27日以降に実施する検査等から適用する。

平成27年2月27日

新潟市教育委員会 委員長 齋藤 洋一郎

口頭により開示請求をすることができる個人情報の項目		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所
試験等の名称	開示する内容		
市立高等学校入学者選抜学力検査（一般選抜・欠員補充のための2次募集）及び学校独自検査（一般選抜）	不合格者に係る各教科の得点及び教科の合計得点並びに学校独自検査の得点	合格発表の日から1か月間	各市立高等学校
市立高等学校入学者選抜学力検査及びその他の検査（海外帰国生徒等特別選抜）	不合格者に係る学力検査における各教科の得点及び教科の合計得点並びにその他の検査の得点	合格発表の日から1か月間	各市立高等学校